

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（東京都人事委員会勧告・人事異動基準特集号） 2022年10月27日 NO.628

10.12東京都人事委員会の勧告が出される 例月給の0.20%（初任層に重点、若年層に）引き上げ、 一時金0.10月分引き上げ（勤勉手当に配分）

東京都人事委員会は、10月12日に勧告を行いました。例月給については、公民較差（828円、0.20%）解消のため、給料表を引き上げ改定。初任層の引き上げに重点を置き、若年層について引き上げ改定。特別給については、年間支給月数を0.10月分（4.45月→4.55月）引き上げ、勤勉手当に配分。給料表は4年ぶりに引き上げ改定、特別給は3年ぶりに引き上げ、というものです。今後の課題として、行（一）1・2級の給与水準の検討や定年引き上げ完成後の60歳前後での給与水準が連続となるよう検討するなど、検討事項を挙げています。

最近の円安・物価高騰の影響もあり、都に働く労働者の生活は苦しくなっています。中高年世代の給与改定が行われないことは、不満が残ります。特別給の引き上げが、勤勉手当に配分されることも不満です。行（一）1・2級の給与水準や60歳前後の給与水準の検討は、一般の若年層や中高年齢層の給与水準の引き下げにつながらないか、今後の警戒が必要です。

4者協と共に都教委要請を、都労連・都庁職の闘いに連帯

全国的な闘争は、自治労に結集して闘います。都段階の闘争は都労連・都庁職の闘いに連帯します。4者協（東学・アイム89・都障労組・東学臨労）と共に闘いをすすめていきます。

東学の秋季年末の要求と取り組み（一部抜粋）

- 賃金確定、賃金の大幅・一律の引き上げなどを求める取り組みを行います
 - 大幅・一律の賃上げ（平均21,000円）。
 - 一時金の改善（全職員に反映する支給月数増）。
 - 行政職給料表（一）1・2級の給与水準の見直し（昇給カーブのフラット化や号給のカット）を行わないこと。
 - 退職手当の改善（基本額支給率の引き上げ、早期割増制度の拡充）。
 - 55歳昇給抑制措置の廃止。高齢者部分休業制度の条例化。
 - 再任用職員の待遇改善。
 - 会計年度任用職員の待遇改善、均等待遇。
 - 労働者の立場での学校の働き方改革。
- 東京における学校事務の在り方について議論を深めます
 - 学校徴収金の私費会計のままでの事務職員への押し付けに反対します。
 - 学校徴収金の公会計化、無償化＝公費化を求める取り組みを行います。
 - 「学校事務の共同実施」に反対する取り組みを行います。
- 異動や自己申告・業績評価に関する取り組みを行います
 - 組合員の異動希望を集約し、希望の実現を目指します。
 - 業績評価の本人開示に取り組みます。

人事異動実施基準の改正等について

都教委から、10月4日に、人事異動基準の改正等について、「情報提供」がありました。質問があれば提出してください、との態度です。3点について質問を行い、10月12日に回答を得ました。

1. 改正する基準 「東京都区市町村立学校事務・栄養職員人事異動実施基準」

▶事務・栄養士が対象 ▶ いずれの基準でも、定年の2年前において「原則として異動の対象としない」特例的な基準を設置

2. 改正内容

(1) 改正前

異動基準日（毎年4月1日）現在59歳以上の職員が、異動を希望しない場合、異動の対象としないことができる。



定年の引き上げが実施される二年度毎に改正する必要がある現行の基準を以下のように整理

(2) 改正後

異動基準日（毎年4月1日）の属する年度末又は翌年度末定年退職予定者が。異動を希望しない場合、異動の対象としない。

3. 今後の予定

○人事異動や自己申告等に関して行政系異動事務説明会（オンデマンド配信）での説明を予定している。（視聴期間は10/13（木）から10/19（水）まで）

○合わせて、定年引き上げに伴う「意思確認制度」等についても説明を予定している。

【一問一答】

（質問その1）情報提供ではなく、交渉事項ではないですか

個々の異動作業はともかく、異動「基準」の改正については、職員団体との交渉事項ではないでしょうか。

（回答）人事異動については、管理運営事項にあたるため交渉事項ではないと考える。

（質問その2）改正の理由について、説明して下さい

（回答）令和4年第二回都議会定例会において「職員の定年等に関する条例」をはじめ定年引上げに係る関連条例が改正され、職員の定年が2年に1歳ずつ65歳まで段階的に引き上げられることになった。

現行の規定で定年2年前において職員が「異動を希望しない場合、異動の対象としないことができる」という特例的な基準を設けており、これらの趣旨を今後も活かしていくため、段階的に定年が引き上げられたとしても対応できるように、今回異動基準を改正するものである。

（質問その3）定年年齢の65歳までの段階的な引上げに伴う、技術的な改正だと理解してよろしいですか

（回答）ご質問のとおりである。